令和8年4月～

予防接種に保護者が同伴できない場合について

お子さんが定期予防接種【ロタウイルス感染症、B 型肝炎、小児の肺炎球菌感染症、五種混合、Hib、BCG、麻しん・風しん（MR）、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、二種混合、ヒトパピローマウイルス感染症】を受ける場合、原則、保護者（父、母）の同伴を必要とします。

やむを得ず保護者以外の方が同伴される場合、お子様の健康状態を普段からよく知っており、予診票の内容をよく理解している親族等で適切な方に限り可能とします。

その場合は下記の委任状が必要となります。委任状をコピーして記入し、予診票に添えて医療機関に提出してください。

やむを得ず保護者同伴できないため親族等が同伴する場合

委　任　状（保護者記入）

令和　　年　　月　　日

今回、子どもの予防接種を受けるにあたって、私（保護者）がやむを得ない理由により同伴できないため、被接種者の健康状態を普段より熟知している親族等を代理人（同伴者）と定め、予防接種に関する一切の権限を委任します。

私は医師等から事前に説明を受ける等により、予防接種の効果や目的、重篤な副反応の可能性、予防接種健康被害救済制度などについて理解しました。接種の際には、予診票に加え、当該同伴者の同意をもって保護者の同意とします。

また、本委任状及び予診票が江南市に提出されることに同意します。

予防接種者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の予防接種を

代理人（同伴者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿続柄（　　）に委任します。

保護者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※予防接種委任状は、保健センターでお渡しできます。また、江南市保健センターホームページの予防接種の「予防接種に保護者が同伴できない場合について（ページ ID：1005602）」から、ダウンロードすることもできます。